

固定資産（超純水製造装置）の購入

特記仕様書

沖縄県企業局久志浄水管理事務所

## 総 則

### 1. 適用

本仕様書は、「固定資産（超純水製造装置）の購入」に適用する。

### 2. 納入場所

沖縄県企業局 久志浄水管理事務所 名護浄水場

所在地：沖縄県名護市大北 3 - 2 8 - 3 6

### 3. 納入期限

令和 6 年 3 月 15 日

### 4. 数量・仕様等

#### 4-1. 数量

超純水製造装置 一式

（既存機器：Elix Advantage 3、60L 貯水純水タンク、Synergy UV の撤去・処分を含む）

#### 4-2. 装置仕様

本装置は、超純水精製部、超純水用ディスペンサ、タンク貯蔵部、を含む超純水製造装置であり、以下の性能を有すること。

##### a) 超純水製造装置全体

- ① 電源は AC100V、50/60Hz、15A の接地極付コンセントから使用可能であること。

##### b) 超純水精製部

- ① 超純水の精製には水道水を供給水として用いること。
- ② 超純水の精製処理は「RO 前処理」、「RO 膜（逆浸透膜）」、「UV ランプ」、「イオン交換樹脂」、「最終フィルターとして限外濾過膜（UF 膜）またはメンブレンフィルタを、内蔵または外部に組み込んだもの」であること。  
又は上記精製処理条件を満たし同等以上であること。
- ③ 精製した超純水は比抵抗  $18.2\text{M}\Omega\cdot\text{cm}$  以上であり、TOC が 20ppb 未満

であること。

- ④ 超純水の採水は超純水用ディスペンサから行えること。
- ⑤ 超純水の採水量は最大 1.5L/min 程度であること。

c) タンク貯蔵部

- ① タンク貯蔵部の容量は 50~70L であること。
- ② タンク貯蔵部からコックで採水が行えること。
- ③ タンクには試験室雰囲気によりタンク内貯水が汚染されないための機能を有したエアベントフィルタが装着可能なこと。
- ④ タンク貯蔵部に UV ランプを備える、またはタンク内貯水を装置に循環させることでタンク内のバクテリア増殖を抑制する機能があること。

d) 周辺装置

- ① ディスペンサはディスプレイを有し、超純水の比抵抗を表示する機能を有すること。
- ② ディスペンサの操作パネルは防水機能を有していること。
- ③ ディスペンサは上記 d)①及び②の機能を満たす場合には、超純水精製部本体一体型のディスペンサも可とする。
- ④ 漏水検知センサーを有していること。

e) その他付属品

- ① 標準付属品（メンテナンス道具を含む）の他、1 年間装置の正常な稼働、保守に必要な部品を付属すること。
- ② 現在使用の架台に設置することができること(下記参照)。
  - ・メタルラック（幅 800mm、奥行 370mm、高さ(上段)950mm(下段)600mm 程度）
  - ・実験台（幅 1000mm、奥行 730mm）（参考：土台高さ 800mm 程度）※メタルラックは上段と下段の仕切り棚板があり、棚板の設置高さを調整できる。  
※実験台は幅 1000mm、奥行 730mm の実験台スペースに装置を置く。

f) その他

- ① 消耗品、修繕時に必要な部品等が十分に供給されており購入可能であること。
- ② 取扱説明書をもて、消耗品の取り替え及びメンテナンスが実施可能であること。

## 5. メンテナンス及びサポート

- ① 製造会社による、装置に対する問い合わせ窓口が設置されており、日本語での対応が可能であること。
- ② メンテナンスおよびサポートを行う部署の所在地、連絡先、人数などの詳細を示す資料を提出すること。
- ③ 装置のトラブル発生時は、当局が連絡後すみやかに修理等に着手すること。

## 6. 納入条件

- ① 受注者は、機器の承認関係書類を提出し、発注者の承認を得た上で機器の購入または製造を依頼すること。
- ② 受注者は、メーカーの定める標準的な性能試験結果書を提出すること
- ③ 機器納入の前に設置場所の調査を行い、発注者と協議しておくこと。また、納入行程表を提出すること。
- ④ 保証書および説明書、納品書、引渡書を付属すること。また、説明書は日本語版とし、英語版のものは日本語に翻訳したものをつけること。
- ⑤ 購入後 10 年の消耗品および部品交換計画書（交換周期表）エクセルデータを提出すること
- ⑥ 機器を使用可能にするために必要な初期消耗品、付属品等は受注者の負担で準備すること。
- ⑦ 機器の搬入・設置、既存の機器の撤去・廃棄は受注者の負担で行うこと。マニフェストを遵守し、伝票の写しを提出すること。
- ⑧ 超純水製造装置と水栓を接続できるようにし、また、供給水となる水道水の導入は圧力調整器などを用いて適切な圧力で水栓から行えるようにすること。
- ⑨ 装置全体に対して、転倒防止策として架台への固定を行うこと。

## 7. 安全管理

受注者は、納入に当たり、関係法令や条例等の必要事項を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な処置を講じること。

## 8. 保証

引き渡し日から 1 年以内に通常の使用状態において故障および性能低下等の欠陥が生じた場合は、受注者の責任において修理又は代替品への交換等の必要な措置を講じること。

## 9. 機密の保持

受注者は、機器納入の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。納入完了後においても同様とする。

## 10. その他

- ① 装置の設置場所について、契約締結後すみやかに現場確認を実施すること。
- ② 納入時に使用、日常メンテナンス、定期メンテナンスの方法に関する現地説明会を実施すること。実施日時は平日の9～12時および13～17時の間とし、発注者と受注者の協議により決定する。また、説明に必要な資料は受注者が紙で3部以上用意すること。

## 11. 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者との協議により決定する。